

補助金に係る消費税及び地方消費税の
仕入控除税額（返還額）の報告事務について



令和 4 年 8 月

島根県

環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室

目 次

1. 仕入控除税額報告の概要

- ① 消費税の納付と補助金について…………… P 1
- ② 報告の目的について…………… P 2
- ③ 報告の時期等について…………… P 2

2. 仕入控除税額の算定について

- ① フローチャート…………… P 3
- ② 返還額が0円の場合…………… P 4
- ③ 返還額がある場合…………… P 5

3. 県への報告書類について

- ① 返還額が0円の場合…………… P 7
- ② 返還額がある場合…………… P 7

4. 補助対象経費における課税対象一覧

- 課税対照表…………… P 8

※この資料は、NPO活動推進室から補助金を受けた事業者が、仕入控除税額の報告を行うためのものです。他課補助金に関することは、それぞれ補助金の交付事務を行った部署にお問い合わせください。

※消費税の申告方法については、税理士や税務署にご相談ください。

1. 仕入控除税額報告の概要について

①消費税の納付と補助金について

事業者は、課税売上げに係る消費税から、課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入税額という。）を控除した金額を、税務署に納付します。

○一般課税の場合

売上 (収入)	課税売上 550 万円 (消費税 50 万円)	非課税売上 200 万円
	(納付税額 20 万円)	
仕入 (収入)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)	非課税売上 420 万円

○課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額（仕入控除税額）を控除した 20 万円を事業者は納付します。

一方、補助金は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が、消費税負担（支出）という目的に使用されていないことになります。

○一般課税の場合で補助金がある場合の例

売上 (収入)	課税売上 440 万円 (消費税 40 万円)	非課税売上 310 万円 補助金 110 万 (消費税額 10 万円)
	(納付税額 10 万円)	
仕入 (収入)	課税仕入 330 万円 (仕入控除税額 30 万円)	非課税売上 420 万円

↖ 返還額

○補助金は非課税売上に含まれるため、仕入控除の結果、納付税額が 10 万円となりました。補助金 110 万円のうち 10 万円は、消費税を負担するために支払われているにも関わらず、消費税負担という補助金の目的に使用されないことになります。

○今回のケースでは消費税の負担という目的どおりに使用されない 10 万円分を県に返還していただく必要があります。

②報告の目的について

①の理由により、実施要綱では、交付の条件として補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額の報告を定めており、これを行わないと交付条件違反として、補助金返還となる場合があります。

なお、報告された仕入控除税額（返還額）については、後日県から納付書（請求書）を発行しますので、事業者は、金融機関の窓口で納付してください。


③報告の時期について

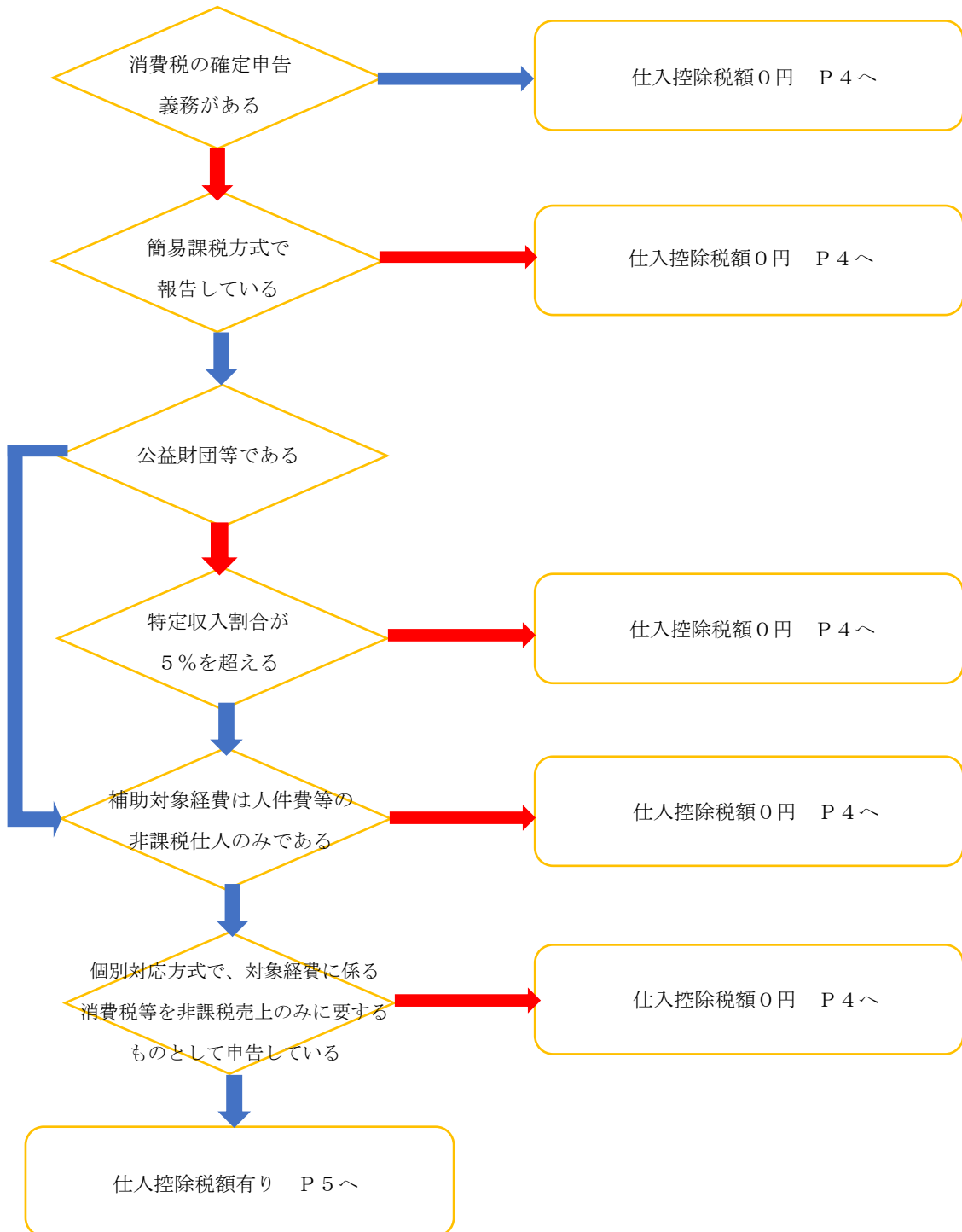
多くの補助金交付要綱において、「消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない」と定めていますので、消費税の確定申告が終わり、消費税等に係る仕入控除税額が確定しましたら、適宜、報告をお願いします。

「速やかに」とは、概ね1ヶ月程度を目安にしてください。

2. 仕入れ額控除税額の算定について

①フローチャート

はい  いいえ 



②返還額が0円となる場合

次のような場合には、原則返還金がありません。

- ・消費税の申告義務がない（免税事業者）。
- ・簡易課税方式により申告している。
- ・公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えている。
- ・補助対象経費に係る消費税を個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている。

※課税事業者の場合、返還額が0円の場合でも、報告は必要です。

※公益法人とは・・・

地方公共団体の特別会計、一般財団法人、一般社団法人、社会医療法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社、NPO法人等が該当します。

詳しくは、税法別表第三を確認してください。

(2) 返還額がある場合

②以外の場合には、消費税等に係る仕入控除税額が発生しますので、以下のとおり計算の上、県に報告してください。

なお、課税売上高や課税売上割合、配分方式によって、計算方法が異なりますので、該当する計算方法で返還額を算出してください。

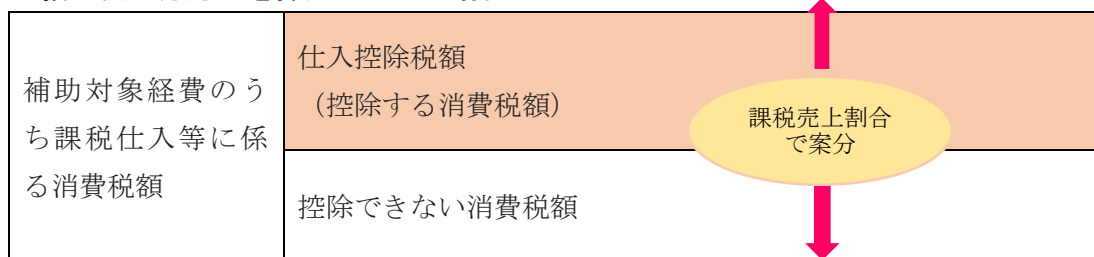
なお、返還額の計算において、課税売上割合等、途中の計算処理については小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。(ただし、消費税の申告において端数処理をした場合は除きます。)

○課税売上割合が95%以上かつ課税売上が5億円以下の場合

$$\boxed{\text{返 還 額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{10}{110}$$

○課税売上割合が95%未満の場合又は課税売上割合が95%以上かつ課税売上が5億円を超える場合

●一括比例配分方式を採用している場合



$$\boxed{\text{返 還 額}} = \boxed{\text{補助金額}} \times \frac{\text{補助対象経費のうち課税仕入れ額}}{\text{補助対象経費}} \times \boxed{\text{課税売上割合}} \times \frac{10}{110}$$

課税売上の割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \text{課税売上高 (税抜)} \div \text{総売上高 (税抜)}$$

※基本的に、仕入控除税額を計算するときは端数処理を行いません。

●個別対応方式を採用している場合

補助対象経費のうち 課税仕入れ等に係る 消費税額	A 課税売上のみに対応するもの	仕入控除税額 (控除する消費税額)
	B AとCに対応するもの	
	C 非課税売上のみに対応するもの	控除できない消費税額

課税売上割合
で案分

$$\text{返還額} = \text{Aの返還額} + \text{Bの返還額}$$

$$\text{Aの返還額 (円未満切捨)} = \text{補助金額} \times \frac{\text{課税売上のみ}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$

$$\text{Bの返還額 (円未満切捨)} = \text{補助金額} \times \frac{\text{共通するもの}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

小数点以下の処理について

課税売上割合等、途中の計算処理については、小数点以下を切り捨てたり、切り上げたりしないでください。

返還額については、円未満を切り捨ててください。

3. 県への報告書類について

①返還額が0円の場合（課税業者）

ア 島根県社会活動推進事業補助金に係る仕入控除税額報告書（様式9号）

イ 返還額がない理由を証する書類

・簡易課税方式制度で申告をしている →確定申告書（写）（第3-(3)号様式又は第27-2号様式）

・特定収入割合が5%を超える →確定申告書（写）、特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式可）

②返還額がある場合

ア 島根県社会活動推進事業補助金に係る仕入控除税額報告書（様式9号）

イ 確定申告書（写）

ウ 付表2-3又は附票2-1,2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

エ 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式可）・・・P4の公益法人等のみ

4. 補助対象経費における課税対象一覧

①課税対照表 ※国内における一般的な取引の場合

費目	種別	内訳等	対象	備考
人件費		給与	不課税	
		社会保険料	不課税	
		通勤手当	課税	
事業費	諸謝金		課税	
	旅費（国内）	運賃・宿泊費・日当	課税	
	旅費（国外）	航空運賃	不課税	
		外国宿泊費・日当	不課税	
		空港施設使用料（国内）	課税	
	借損料	会場使用料、リース代	課税	
	消耗品費		課税	
	固定資産	建物、機械、工具、車両	課税	
	会議費		課税	
	通信運搬費		課税	※切手代含む
	雑役務費		課税	

※上記はあくまで一般例です。実際の取引で不明なものがある場合は、税理士もしくは税務署にお問い合わせください。